

下情審第21号
令和4年2月15日

下野市教育委員会 様

下野市情報公開・個人情報保護審査会
委員長 太田 うるおう

下野市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

下記の諮問について、別紙「令和2年度下野市情報公開・個人情報保護審査会
答申第1号」のとおり答申します。

記

- (1) 令和3年1月25日付下学教第671号にて諮問のあった、下野市教育委員会の令和2年11月2日付けによる審査請求人に対する部分公開決定の処分に関する審査請求について

(令和2年度諮問第1号)

令和2年度下野市情報公開・個人情報保護審査会答申第1号

第1 はじめに

下野市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）は、令和3年1月25日付け下学教第671号にて諮問のあった、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「防止法」という。）の規定に基づく調査結果報告書開示決定に対する審査請求について（以下「本件諮問」という。）の審査を行ったので、答申する。

第2 審査会の結論

下野市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、公開請求に係る「令和2年度に下野市に設置された下野市いじめ問題専門委員会に関する行政情報」（以下公開を求めた情報を「本件対象行政情報」という。）について、個人に関する情報であることを理由として部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行ったもののうち、非公開とした別表2に掲げる部分については、公開すべきである。

第3 審査請求の経過

1 行政情報の公開請求

審査請求人は、令和2年10月5日、実施機関に対し、下野市情報公開条例（平成18年下野市条例第10号。以下「市条例」という。）第6条第1項の規定により本件諮問における本件対象行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、令和2年11月2日、本件対象行政情報には市条例第7条第2号に該当する個人が特定できる情報が含まれるとして、当該情報を分離して公開する旨の、本件決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年11月6日、実施機関に対して、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件決定のうち、市条例第7条の非公開情報に該当しない部分の情報の非公開処分決定を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び提出した意見書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、学校においていじめを受けた生徒の保護者である（以下、そのいじめの事件を、「本件いじめ」という。）。

下野市は、本件いじめに関し、防止法第28条第1項の規定に基づき、下野市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、その調査を実施し、その調査結果を調査結果報告書としてまとめた。

しかし、その調査の過程で、本件いじめの被害生徒及びその保護者に対して、一切の情報の提供がなされず、その調査結果報告は、主観的な推認を積み重ねたものと推定され、一部には、審査請求人らに対する刑法（明治40年法律第45号）第231条に抵触するおそれのある記述さえあって、極めてずさんとしか評価できない。

そこで、審査請求人は、調査経過及び結論の基礎となる情報を把握する目的で本件公開請求をするものである。

- (2) 市は、住民の福祉の増進を担う地方公共団体として、不法・違法行為により健全な生活をする権利を奪われた市民を救済する責務がある。

そして、本件いじめの被害生徒には、いじめにより失われた当たり前で平穏な「生活」を取り戻す権利があり、本件公開請求は、被害生徒及びその家族の平穏な生活を取り戻すため行っているものである。

被害生徒及びその家族の平穏な生活を取り戻すには、加害生徒ら、教員ら及び本件いじめに関わった委員会補助機関の行為を明確にし、それらの者に反省を促すことが絶対的に必要である。

また、上記の被害生徒らの権利は、本件公開請求により公開を求めている情報を非公開にすることにより保護される加害生徒ら、教員ら及び本件いじめに関わった委員会補助機関の権利より大きいことは明白である。

したがって、市条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、個人に関する情報であったとしても公開されるべきである。

- (3) 実施機関の職員らは、令和2年11月4日、審査請求人の閲覧に際し、「審査請求人が保有する情報と照合し特定の個人が識別することができる情報は、市条例第7条第2号に定める他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当し、非公開となる旨説明した。

しかし、市条例第7条第2号と同じ規定を持つ栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号）に関する「栃木県情報公開条例の解釈及び運用の基準」では、照合の対象となる「他の情報」とは、公知の

情報や一般人が通常入手し得る情報を指すもので、特別な調査をすれば入手し得るかもしれない情報は含まないと説明している。

なるほど、審査請求人は、本件いじめの被害生徒の保護者であり、公知の情報や一般人が入手できる情報以上の情報を保有しているが、審査請求人が、それらの情報と照合して特定の個人を識別できるからとして、それに該当する情報を非公開とすべき理由はない。

したがって、上記の実施機関が説明した市条例第7条第2号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」の解釈は誤りである。

- (4) 本件公開請求は、加害生徒らはもとより、教員ら及び職員らの行為を把握することによって、被害生徒の制限された教育を受ける権利や意思決定の自由等を回復する方法を検討することを目的とするものである。

それは、とりもなおさず、市にとってみれば、市民としての権利を保護し、又は回復するための措置ということになり、住民の福祉の増進に資する公益上の措置である。

したがって、「非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるとき」に該当し、市条例第9条に基づき公開すべきである。

なお、同条に該当しないとしても、実施機関が為した個人に関する情報以外の情報の非公開は、住民の福祉の増進に反する違法なものである。

- (5) 実施機関は、下野市いじめ問題専門委員会運営規程（令和2年下野市教育委員会訓令第2号。以下「運営規程」という。）第3条第4項の規定を根拠として専門委員会委員の氏名を非公開としている。これは運営規程が市条例第7条第1号の公開することができない事由として定める「法令若しくは条例」に該当するとして非公開の判断をしたと考えられる。

しかし、運営規程は、市民に対する効力を有しないもので、市条例第7条第1号の「法令若しくは条例」には当たらず上記規定を根拠として非公開とすることは許されない。

また、市条例第7条第2号ただし書ウは、個人に関する情報であったとしても、その情報が公務員等である場合には、「職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、公開する旨が規定されている。

専門委員会委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員であり、専門委員会委員の氏名は、市条例第7条第2号ただし書ウに該当する。

以上のことからすれば、専門委員会委員の氏名は公開すべきである。

- (6) 実施機関は、専門委員会委員の推薦を依頼した団体名及び代表者の氏名を非公開とした。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）第4の内容から、推薦を依頼した団体は県弁護士会や県医師会等と推測され、それらの団体は積極的に団体及び代表者を公表しており、それらの団体に依頼した場合は非公開とする根拠がない。

(7) 本件決定により交付された本件対象行政情報のうち、約70枚（ページ）は、完全に塗りつぶされ、一切の情報が非公開とされており、部分公開ともいえない決定である。

(8) 実施機関は、令和3年3月31日、弁明書の補充書（以下「本件補充書」という。）において、本件決定に係る情報のうち18件が、市条例第7条第6号の適用を受けると弁明した。

同号を適用する場合の「支障」及び「おそれ」とは、単なる確率的なものではなく、実質的なものであることが求められるが、実施機関は、「支障」及び「おそれ」に関して一切具体的な説明をしていない。

また、実施機関は、本件決定において、公開しない理由として同号を記載しておらず、市条例第11条第3項及び第4項に規定する公開請求に対する措置を講じていない。

これらのことから、市条例第7条第6号を後付けしたことは明らかであり、市条例第3条違反を隠ぺいするための措置であり違法である。

(9) 実施機関は、本件補充書において、本件決定に係る情報のうち18件の資料は、他に情報を漏らさないことを前提に作成した資料であると弁明した。

しかし、本件対象行政情報のうち、防止法第28条第1項の規定に基づく専門委員会が行った調査に関する資料については、同条第2項の規定によって、調査主体は、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとするとしている。

また、運営規程第8条は、専門委員会の会議は、原則非公開とするものの、市条例第7条に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができると規定している。

さらに、学校が作成する生徒指導等の資料であっても、会議資料として会議の場に提供している場合は、同条第2号に該当する個人情報と分離、削除して公開すれば足りる。運営規程に専門委員会の会議の公開が可能としている以上、専門委員会の会議資料を他に漏らさないことを条件に作成したとするのは誤りで、特定の個人の識別が可能かどうかを検討したうえで、それ以外の情報は公開すべきである。

第5 実施機関の主張の要旨

実施機関が、部分公開決定通知書及び弁明書等において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件決定に至るまでの経緯について

実施機関は、防止法第28条に基づき行った専門委員会の検討結果について、令和2年10月1日付け下教学親第117号により、同年10月2日に審査請求人に情報提供した。また、審査請求人の同年10月5日付けの本件公開請求に対し、市条例の規定に基づき、同年11月2日付けで本件決定をし、同年11月4日に審査請求人に部分公開を行った。

2 本件対象行政情報について

審査請求人の公開請求の趣旨を踏まえ、本件公開請求の対象行政情報を防止法第28条に基づき行った専門委員会による調査において使用された資料及び議事録並びに実施機関における協議、委員の選任、及び委員への報酬等の支払に関する資料等、別表1に掲げる42の資料であると特定し、その判断をした。

3 本件決定の判断

本件対象行政情報には、別表1に掲げる非公開とすべき情報が含まれると主張し、また、審査請求人の主張に対して、次のとおり弁明している。

- (1) 審査請求人は、本件いじめは、事案の内容から市条例第7条第2号ただし書イに該当すると主張するが、本件決定において非公開とした個人に関する情報は、同規定における「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」とは認められない。
- (2) 審査請求人は、実施機関が、市条例第7条第2号に規定する非公開情報に該当しない情報を非公開としたと主張するが、当該非公開情報には、同規定における特定の個人を識別できる情報が含まれており、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるために非公開としたものである。
- (3) 審査請求人は、本件公開請求は、市条例第9条に該当する案件であり、非公開情報は個人に関する情報に限定されるべきであると主張するが、同規定は、公開請求に係る行政情報に記録されている情報を非公開にすることにより保護される利益を前提としても、なお公益を図るため特に公開する必要があると認められることを想定しており、本案件は特に公開する必要があるとは認められない。
- (4) 審査請求人は、専門委員会の委員の氏名について、専門委員会の委員は、地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員であるから、市条例第7条第2号ただし書ウに該当し、また、実施機関の内規である運営規程は、市条例第7条第1号に規定する法令若しくは条例に該当しないことから、非公開情報とはできないと主張するが、運営規程第3条第4項において、委員の氏名は、公表しないものとする規

定されている。

- (5) 別表1に掲げる資料のうち、番号6、8、9、32、33、47、50、57、58、61、63、67から70まで及び73から75までについては、市条例第7条第2号に基づくほか、他に情報を漏らさないことを前提に作成した資料であり、公開することにより将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るため、市条例第7条第6号に基づき非公開とすべきである。

第6 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 判断に当たっての基本的な考え方

下野市の情報公開制度は、市が保有する情報の公開と提供を積極的に行うことにより開かれた市政を築くための制度であって、この制度の適正な運用を通じて、市の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の市政への参加を促進し、公正で効率的な市政を確保し、もって地方自治の本旨に則した市政の発展と市民の知る権利の保障に資することを目的とするものである（市条例第1条）。そして、そのために市条例第5条は、何人も行政情報の公開を請求することができるものと定め情報公開請求権を認めているもので、極めて重要な意義を有する。

当審査会は、行政情報の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、以下判断するものである。

2 前提となる事実

本件諮問事案は、本件いじめの被害生徒の保護者である審査請求人が、防止法第28条第1項の規定に基づく調査を求めたところ、実施された調査の報告において、いじめの被害生徒及び審査請求人に対する同条第2項に規定する情報の提供が一切されなかったことを不服とし、その調査経過及び結論の基礎となった情報を把握するために情報の公開を求めたものである。

この事実を前提に、以下のとおり判断する。

3 防止法第28条第1項にかかる重大事態の調査に係る事務の経過について

防止法第28条は、第1項各号に定めるいじめの重大事態が認められた場合には、学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとするとしている。

そこで、市は、本件いじめに関し、教育委員会の下に、弁護士や臨床心理士といった外部の専門家により構成された専門委員会を設置し、同委員会は、対象生徒、保護者、教職員等を対象としたヒアリングや現地調査を実施し、調査結果を調査報告書にまとめ、市長、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びそ

の保護者に報告した。

4 本件対象行政情報について

本件対象行政情報は、実施機関が特定したように、防止法第28条第1項に基づき設置された専門委員会による調査において使用された資料及び議事録並びに実施機関における協議、委員の選任及び委員への報酬等の支払に関する資料等、別表1に掲げる42の資料であると特定できる。

実施機関は、当該情報について、別表1のとおり、資料ごとにそれぞれ市条例第7条第1号、第2号、第3号ただし書イ及び第6号に該当する情報が含まれるとして、当該情報を非公開とすべきであると主張する。

それに対し、審査請求人は、前記のとおり、本件決定は、市条例第7条第2号ただし書イ、同ウ、及び第9条等の解釈を誤ったもので、非公開情報は、厳密に個人に関する情報に限定されるべきであると主張する。

したがって、本件審査においては、主に、市条例第7条第1号、第2号、第2号ただし書イ、同ウ、第3号ただし書イ、第5号、第6号及び第9条等の該当性が問題となるもので、それらを中心に判断することとする。

5 情報公開制度と防止法との関係等について

(1) 審査請求人は、本件いじめの被害生徒の保護者であり、また、防止法第28条第2項が、重大事態として調査を行ったときは「当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする」と定めていること、さらには、本件公開請求は被害生徒の侵害された権利を回復することを目的とするものであるとし、広く情報公開がなされるべきであると主張する。

(2) しかし、市の定める情報公開制度は、市条例第5条に定めるとおり「何人も」行政情報の公開を請求することができ、また、情報公開の目的及び公開の対象となっている情報と公開請求者の関係を考慮することなく情報を公開するものとして設けられている。例えば、個人情報に関し、当該個人情報の主体者が公開請求したとき、情報主体者の個人識別情報であったとしても非公開となるものである。

また、情報公開制度の情報公開と防止法に基づく情報の提供とは、その制度の趣旨や目的が異なるもので、同法により情報の提供が望ましいと考えられる情報であったとしても、それは同法に基づき情報の提供がなされるもので、情報公開制度においても、当該情報を、直ちに公開すべきということにはならない。

したがって、本件審査においては、原則として、審査請求人の公開請求の目的やその立場を考慮せず、判断することとする。

6 既に行った情報公開と当審査会の判断について

実施機関は、令和2年11月2日、本件諮問における本件対象行政情報に関し、本件決定を行い、既に、審査請求人に対し、非公開部分を除き公開しているところである。

後記のとおり、実施機関が公開するにあたっての考え方と当審査会の判断とは異なった部分があり、当審査会が公開すべき情報ではないと判断する情報も、既に部分公開されているものもある。そのために、もともと公開すべき情報が、公開された情報との関係で非公開とせざるを得ない場合が生じる。

そこで、当審査会として、既に公開されている情報を前提に判断すべきか、それとも、それを考慮せず判断すべきかが問題となった。

しかし、既に公開している情報を非公開とすべき旨の判断をしたとしても意味がなく、審査請求の趣旨にも悖ることにもなる。

そのため、審査請求の趣旨を尊重し、当審査会で公開すべき情報でないと判断する情報で既に公開されている情報に関しては、公開されていることを考慮せず、実施機関として、もともとから公開すべき情報であったものは、公開すべきという判断をした。

7 市条例第7条第1号及び第2号ただし書ウ、第5号及び第6号の該当性について

(専門委員会の委員の氏名等について)

(1) 市条例第7条第1号の該当性について

ア 実施機関は、別表1に掲げる資料のうち、番号3、4、28、49、61、67、68、70、75及び76に記載された専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報について、運営規程第3条第4項に委員の氏名は公表しないものとするとして定めていることから、市条例第7条第1号の「法令若しくは条例の定めるところにより、公開することができないとされている情報」に該当することを理由に非公開とした。

イ 市条例第7条第1号は、法令若しくは条例の定めるところにより、公開することができないとされている情報について非公開とすることができるとして定めている。

この「法令若しくは条例」とは、法律及び政令、府令、省令等の国法及び条例のほか、これら法律等及び条例の委任規定により、非公開とすべき事項を定めることができるとされている規則等を含むものである。

ウ しかし、市条例は、非公開とすることができる情報については、条例で定めるものとし、運営規程等により非公開とすることができる情報を定めることができる旨の委任規定はない。

そのことからすれば、運営規程は、市条例第7条第1号の法令等には該当せず、当該情報を、市条例第7条第1号を根拠に非公開とすることはできない。

(2) 市条例第7条第2号ただし書ウについて

ア 市条例第7条第2号ただし書ウは、個人情報であっても、当該個人が公

務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分は、公開すると定めている。

イ 専門委員会の委員は、審査請求人が主張するように、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、特別職の地方公務員であり、専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報は、職務の遂行に関する情報である。

専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報は、市条例第7条第2号ただし書ウに該当すると認められ、個人情報であったとしても公開すべき情報である。

(3) 市条例第7条第5号、第6号の該当性について

専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報を公開することで、当事者による委員に対する働きかけ等によって、自由、公正な立場での発言や審議ができなくなるおそれがあることから、運営規程に前記の規定を設けたとも考えられ、非公開情報として定める市条例第7条第5号及び第6号に該当する可能性がないではない。

しかし、本件いじめに関して設置された専門委員会の調査は終了し、また調査に至った経緯、内容等に照らしても、今後の同種の事務事業に支障が生ずるとは考えられない。

したがって、専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報は、市条例第7条第5号及び第6号にも該当しない。

(4) 以上のことから、本件対象行政情報に記載された、専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報は、市条例第7条第1号、第5号及び第6号に該当するとは認められず、また、同条第2号ただし書ウに該当するもので、実施機関が、専門委員会の委員の職・氏名等に関する情報を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

ただし、委員の住所等については、自宅の住所などが記載されているものもあり、それら職務の遂行に関係しない情報は、非公開が妥当である。

8 市条例第7条第3号ただし書イの該当性について

(専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報について)

(1) 実施機関は、別表1に掲げる資料のうち、番号3、4、28、49、61、67、68、70、75及び76に記載された、専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報について、市条例第7条第3号ただし書イに該当することを理由に非公開とした。

(2) 市条例第7条第3号ただし書イは、法人その他の団体に関する情報について、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものであるときは、公

開しないことができるとしている。

- (3) しかし、審査請求人の主張するとおり、専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報は、当該団体のホームページ等において公開されていることが認められ、また、専門委員会の委員を推薦した団体として当該団体が公開されることが、当該団体の不利益になるとは考えられない。

また、実施機関が、委員の推薦を依頼する際、当該団体に対して、運営規程の規定により、専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報は公表しないとする説明をし、当該団体が、市条例第7条第3号ただし書イの規定により公開しないとの条件で情報を提供していたとしても、当該情報の性質、当時の状況等に照らして、公開しないとの条件を付することについて、合理的な理由があるとは認められない。

- (4) したがって、本件対象行政情報に記載された、専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報は、市条例第7条第3号ただし書イに該当するとは認められず、実施機関が、専門委員会の委員を推薦した団体名及び代表者氏名等に関する情報を非公開としたことは妥当ではなく、当該情報のうち、公表されている団体名、団体の住所、団体の連絡先、代表者の役職及び氏名については公開すべきである。

ただし、推薦に関わった推薦団体の事務担当者の氏名等が記載されている情報があるが、当該情報は、公務員等の職務に関する情報でもないことから、非公開が妥当である。

9 市条例第7条第2号の該当性について

- (1) 実施機関は、別表1に掲げる資料のうち、番号1、3から9まで、26から28まで、30、32から34まで、47から50まで、52から58まで、60から64まで及び67から76までに記載された、個人に関する情報について、市条例第7条第2号に該当することを理由に非公開とした。

- (2) 市条例第7条第2号は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については同号ただし書ア、イ、ウに掲げる情報に該当しない限り、一律に非公開とする規定である。

- (3) 市条例第7条第2号の「他の情報」について

ア 本件対象行政情報に記載された、特定の個人が識別できる情報に、市条例が例示する氏名、生年月日や住所等が含まれることは明らかである。

それとともに、市条例は、他の情報と照合することにより、特定の個人

を識別できる情報も、個人情報として、非公開とすることができる」と定められている。

これは、記録自体に含まれる情報だけでは個人が識別できるものではないが、既に公知となっている情報等他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得る場合には、やはり特定の個人を識別できる情報として非公開とすることができるものである。

イ 審査請求人は、市条例第7条第2号に規定する「他の情報」とは、公知の情報や一般人が通常入手し得る情報であって、特別な立場や地位にあつたがゆえに入手できる情報や特別な調査をしなければ入手し得ない情報は、「他の情報」には含まないと主張する。

一方、実施機関は、「他の情報」については、単に一般に入手し得る情報のほか、何人が見ても特定の個人が識別できる可能性があるものについては、非公開とするとの考えのもと非公開情報を判断したと述べている。

ウ 情報公開制度が、市民が市政に関する情報について、広く情報の公開を求める制度で、誰でも同じように請求できるものであることを考慮すれば、識別可能性は、一般人を基準として判断すべきであって、極めて狭い範囲の人であれば識別可能だというだけで「他の情報」に含まれると解すると、公開できる情報が極めて限定され、情報公開制度の趣旨を没却することになるであろう。

そのような意味で、「他の情報」とは、審査請求人が主張するように「公知の情報や一般人が入手し得る情報」と解釈するのが正当とも考えられる。

しかし、情報の性質によっては、一般人を基準として個人識別性を判断すると個人の権利利益の保護が不十分な場合があり、そのような場合には、特定の情報を有する関係者が保有し、また入手可能な情報も含まれると解すべきである。

エ 本件対象行政情報は、いじめに関する情報であり、そこには、被害生徒あるいは加害生徒と目される生徒等の行動、情報が詳細に記載されている。

いじめに関しては、インターネット上に多様なサイトが立ち上がり、そこには、いじめの経過や被害生徒などの写真や実名はもちろん、加害者とされる児童生徒の氏名や写真などと共に掲載されている。また、ブログやSNSの投稿による誹謗中傷が無数に繰り返され、それらが拡散する一方、その削除要請や規制・管理が追いついていない状況があり、重大な人権侵害と関係児童生徒の成長を阻害する状況が生まれるという社会的実態があり、そのことを考慮せざるを得ない。

また、本件においては、対象行政情報のほとんどが生徒に係る情報であって、少年法（昭和23年法律第168号）第61条において「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事

件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。」と規定され、未成年者の犯罪行為については、本人であることを推知できるような情報を出してはならないとされていることにも留意する必要がある。

そこで、本件対象行政情報の性質、内容、そして上記の実態等を踏まえ、「他の情報」とは、一般人が入手し得る情報のみならず、本件いじめが発生した学校区付近に居住し、ある程度地域に詳しい人たち（以下「地域住民等」という。）が入手し得る、又は入手している情報も含めて個人を識別できるか否かを判断すべきであると考ええる。

したがって、学校名、学年学級、部活動名、個人名を表す頭文字並びに学校及び部活動を特定できる情報等は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報（以下「学校名等の推知情報」という。）として非公開とすべきである。

(4) 市条例第7条第2号の「なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について

市条例は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、非公開とすることができる旨の定めがある。

一般には、特定の個人が識別できない場合には、個人に関する情報を公開しても、個人の権利利益を侵害されることはない。

しかし、当審査会の前記判断のように、地域住民等が入手し得る又は入手している情報を含めて個人を識別できるか否かを判断するとしても、実際には、特別な情報を取得している者にとって個人の識別が可能な場合も少なくない。そのような場合も想定し、個人識別情報を削除しても、情報が高度に個人的で、その公開が個人の権利利益を侵害するときは、非公開とすることができる旨を定めたものである。例えば、カルテ、反省文等、個人の人格などと密接に関連する情報などは、それに該当すると考えられる。本件対象行政情報のうち、学校が保有する生徒個人の指導・評価に関する記録等は、それに該当すると判断する。

また、本件対象行政情報には、教職員が、いじめの有無及びその内容、心情等を、被害生徒あるいは加害生徒と目される生徒及び関係生徒並びにその保護者等（以下「被害・加害生徒及び保護者等」という。）から聞き取った、又は調査により入手した内容及び生徒や保護者が意見や心情を記述した文書等の情報が含まれている。

これらの情報は、教職員と被害・加害生徒及び保護者等との間に、情報を公開されないという信頼関係に基づき提供されたものと考えられ、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するもので、個人情報として非公開とすべきである。

(5) 市条例第7条第2号ただし書イについて

ア 審査請求人は、被害生徒は本件いじめにより深い心の傷を負い、当たり前で平穏な「生活」を奪われたのであり、それらを取り戻すためには、職員ら等本件いじめに関わったものの行為を明確にし、反省を促すことが必要であり、本件対象行政情報は、本件いじめの調査に係る情報であり、個人情報であったとしても、市条例第7条第2号ただし書イの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張する。

イ 市条例第7条第2号ただし書イは、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は、その性質上、手厚く保護されるべきであるが、これに優越する公益がある場合は、個人に関する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報については、公開することとしたもので「公にすることが必要であると認められる情報」に該当するかどうかの判断は、非公開とすることにより保護される利益と、公開することにより保護される利益とを比較衡量して、個別具体的、客観的かつ慎重に判断しなければならない。

ウ 市条例第7条第2号ただし書イに該当するのは、例えば、災害が発生して家族の安否情報が必要になった場合に、行政機関が保有する行方不明者や避難者等（以下「避難者等」という。）の個人に関する情報を公開することにより、避難者等の権利利益を害するおそれがあると認められるとしても、当該情報を公開することにより保護される避難者等の生命及び健康等の利益と、当該情報を公開しないことによる避難者等の権利利益とを比較衡量した場合に、前者の利益が後者のそれを上回ると認められる場合などのことをいうのであり、個人情報を公開することによって、いわば直接にその人の生命等を保護することになる場合が、それに該当すると考えられる。

被害生徒が、本件いじめにより深い心の傷を負い、当たり前で平穏な「生活」を奪われたとしても、その被害の救済等は、いじめの防止等のための対策として、教育の現場の中で教育関係者が対応すべき問題であって、本件対象行政情報を公開することによって、本件いじめの被害生徒の「生活」を、直接に保護することになるとは考えられない。

また、公開の必要性が、公開しないことにより害されるおそれのある当該個人の権利利益を上回るものとも認められない。

したがって、本件対象行政情報が、審査請求人が主張するような「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる」情報とは認められず、市条例第7条第2号ただし書イには該当しない。

10 市条例第7条第6号の該当性について

- (1) 実施機関は、本件補充書において、別表1に掲げる資料のうち、番号6、8、9、32、33、47、50、57、58、61、63、67

から70まで及び73から75までに記載された情報について、他に情報を漏らさないことを前提に作成した資料であり、公開することにより将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずることがあり得るため、市条例第7条第6号に該当すると主張する。

- (2) 審査請求人は、市条例第7条第6号が適用される事務等については、その支障は、同号アからオまで限定列挙されているが、実施機関は何に該当するかを明確にしていないうえ、また、「支障」とは単なる確率的なものではなく実質的なものであることが求められるのであり、実施機関は、それらを明らかにしていないことから具体的支障がないものであり、市条例第3条違反を隠ぺいするための措置であると主張する。
- (3) 市条例第7条第6号は、「市の機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、情報の公開をしないことができるとし、その例示として同号アからオまでのおそれがある場合を掲げている。

情報公開制度の趣旨に照らせば、市条例第7条第6号に定める「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるというためには、事務又は事業の遂行について支障が生ずる抽象的・主観的な可能性があるというだけでは足りず、当該事務又は事業の遂行に具体的かつ現実的な支障が生ずるおそれがあると認められる場合でなければならないと解釈するのが相当である。

- (4) しかし、市条例第7条第6号に掲げるアからオまでの事務は、典型的な事務・事業の支障を例示したものであつて、市条例第7条第6号が適用される事務又は事業とは、これら例示のほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の要件に該当する事務又は事業を含むと解釈するのが相当である。

学校におけるいじめの防止等のための対策に係る事務並びにいじめの有無及びその内容の調査の事務が、防止法でも定められているとおり、市の重要な事務の一つであることは明らかである。

したがって、これらの事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には、それに係る情報を公開しないことができる。

前記のとおり、当審査会は、教職員が、学校が保有する生徒個人の指導・評価に関する記録、いじめの有無及びその内容、心情等を、被害・加害生徒及び保護者等から聞き取った、又は調査により入手した内容及び生徒や保護者が意見や心情を記述した文書等の情報は、教職員と被害・加害生徒及び保護者等との間に、情報を公開されないという信頼関係に基づき提供された情報であると考えられるとした。

情報公開制度において、これらの情報を公開することになれば、被害・加害生徒及び保護者等の信頼を裏切ることになり、今後、同種の事

務において、いじめの関係者が事実関係の聞き取りに協力しない又は真実の回答をすることを躊躇することになりかねない。

そして、その懸念は、単なる抽象的なものではなく、具体的なものであり、当該情報を公開することは、今後の学校における、いじめの防止等のための対策に係る事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、実施機関が、市条例第7条第6号に該当するとして、学校が保有する生徒個人の指導・評価に関する記録、いじめの有無及びその内容等を、教職員が、被害・加害生徒及び保護者等から聞き取った、又は調査により入手した内容及び生徒や保護者が意見や心情を記述した文書等の情報を非公開としたことは妥当である。

- (5) なお、上記(1)の資料のうち、番号63の、専門委員会が実施した本件いじめの関係生徒に対する質問紙調査の回答については、当該調査の実施経過を見る限り、実施において学校が関係生徒に回答内容を公開することを明示していないことがうかがわれ、当該情報は、関係生徒が情報を公開されないという信頼関係に基づき教職員に提供した情報であると考えられることから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当である。

一方、被害生徒の保護者が、本件いじめの実態を学校に訴えた内容及び法令等に基づく対応を学校や実施機関に要求、要望した内容については、本件いじめに関する専門委員会の調査が適正になされたかどうかを知る上でも、重要な情報であって、また、当該情報は、公開されないという信頼関係に基づき提供された情報であるとは考えられないことから、実施機関が当該情報を非公開としたことは妥当ではなく、公開すべきである。

1.1 市条例第9条の該当性について

- (1) 審査請求人は、本件いじめにより奪われた、被害生徒の当たり前で平穏な「生活」を取り戻すために本件公開請求をしたのであり、市民としての権利を保護し、又は回復するための措置は、法の理念と併せて住民の福祉の増進であり、市は、住民の福祉の増進を担う責務があるのだから、公益上必要な措置であり、市条例第9条が適用されると主張する。
- (2) 市条例第9条は、「公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政情報の公開をすることができる」と定めている。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、行政情報を非公開にすることにより保護される利益を前提としても、なお当該案件については、公益を図るため特に公開する必要があると認めるときという意味であり、この場合においては、当該情報を非公開にすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があると認められるか否かにつき、個別具体的に比較衡量を行うこととなる。

- (3) いじめ問題は、市民の関心が高い問題であり、適切な情報提供が行われることが重要であるとする審査請求人の指摘は、傾聴に値するものである。

しかし、当審査会は、市条例第7条第2号ただし書イの該当性の判断について、本件いじめの問題は、いじめの防止等のための対策として、教育の現場の中で教育関係者が対応すべき問題であって、本件対象行政情報を公開することによって、本件いじめの被害生徒の「生活」を、直接に保護することになるとは考えられず、また、公開の必要性が、公開しないことにより害されるおそれのある当該個人の権利利益を上回るものとはいえないと判断したが、市条例第9条の適用の可否についても、上記と同様であり、本件対象行政情報を公開することが、市のいじめの防止等のための対策の推進に直接必要であるとはいえず、また、本件いじめにおける適切な情報提供は、やはり、教育の現場の中で教育関係者が対応すべきことであり、情報公開制度によって対処すべきものとは認められない。

よって、本件対象行政情報を非公開にすることにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められず、市条例第9条には該当しないと判断する。

1.2 訴訟記録の閲覧等との関係について

- (1) 令和3年4月21日 令和3年(ワ)第59号 損害賠償請求事件(以下「本件訴訟」という。)として宇都宮地方裁判所栃木支部に市を被告として訴訟が提起された。

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第91条において「何人も、裁判所書記官に対し、訴訟記録の閲覧を請求することができる」と定めている。

- (2) 本件訴訟の提起によって、本件対象行政情報の一部について、何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができることとなっていることから、本件訴訟の提起によって、市条例第7条第2号の個人情報に関する判断等、前記の市条例に関する解釈等の判断が変わり得るかについて、当審査会は審議した。

裁判所の閲覧制度は、何人も訴訟記録の閲覧を請求することができるとするものであるが、謄写に関しては、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限られる。情報公開制度は、情報公開請求をした者であれば、行政情報を閲覧し、又は写しの交付を受けることが可能であり、公開された情報が広く世間の目にさらされて、プライバシーが侵害されるおそれの程度は情報公開制度の方が大きい。

そのことに照らせば、本件に関連して訴訟事件が提起され、そこで、何人も、訴訟記録の閲覧を請求することができることになっているとしても、当審査会の公開・非公開の判断には影響しないと判断した。

1 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

第7 結論

以上の基本的な考え方を踏まえ、「第2 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の意見

当審査会の判断は上記のとおりであるが、実施機関の対応について、次のとおり意見を申し述べる。

- (1) 本件決定に係る通知書には、「公開をしないと決定した部分」及び「公開しない理由」について、それぞれ「個人が特定できる情報」及び「個人に関する情報のため（下野市情報公開条例第7条第2号）」のみが記載されている。

これらの記載は、市条例第11条第4項の「公開しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該記載自体から理解され得るものでなければならない」との趣旨に沿ったものであるとはいえず、実施機関においては、当該理由の記載について改善を図ることが望まれる。

- (2) 本件決定において公開された情報のうち、実施機関は、市条例第7条第2号ただし書ウに該当するとして、教職員の氏名を公開している。

しかしながら、当該情報のうち一部の教職員の氏名は、年月日等の情報と照合することにより、地域住民等が通常入手し得る情報によって、特定の学校を識別することが可能な情報であり、また、本件いじめの当事者はもとより、それ以外の当該学校の生徒及び保護者、地域住民など一定の範囲の関係者等であれば保有し、又は入手可能である他の情報と照合することにより、本件いじめの関係者等を特定し得ることができるともなり得る。よって、これら個人の特定に結び付く可能性のある学校名や一部の教職員の氏名（以下「教職員等氏名」という。）の情報は、前記学校名等の推知情報として市条例第7条第2号に該当する情報と認められる。

したがって、実施機関が本件決定において、教職員等氏名を公開したことは妥当ではなく、非公開とすべきであったと考えている。

また、教職員と被害・加害生徒及び保護者等との間に、情報を公開されないという信頼関係に基づき提供された情報に関しても、一部が公開されているが、当審査会は、それらの情報は、情報の性格からして、それに係る情報全体が、非公開とすべき情報であったと考えている。

さらには、実施機関の一部公開の決定には、同じ情報が公開されたり、非公開となったりして、必ずしも統一が取れていない部分も散見さ

れた。

対象情報が大量であり、その事情は推察できないではないが、より一層の慎重な対応が求められる。

なお、前記のとおり、当審査会の答申は、実施機関が非公開としたもののうち、どの部分を公開すべきかを示すものであって、既に公開された情報をあらためて非公開とすべきかを示すものではないことに留意されたい。

第9 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年 1月25日	実施機関から当審査会に対し諮問
〃	実施機関から弁明書を受理
2月21日	審査請求人から意見書を受理
3月9日	審査請求人、実施機関から意見聴取、審査（令和2年度 第1回審査会）
3月31日	審査（令和2年度第2回審査会）
5月7日	審査請求人から意見聴取、審査（令和3年度第1回審査会）
5月24日	審査（令和3年度 第2回審査会）
7月7日	審査（令和3年度 第3回審査会）
8月2日	審査（令和3年度 第4回審査会）
8月24日	審査（令和3年度 第5回審査会）
10月5日	審査（令和3年度 第7回審査会）
10月26日	審査（令和3年度 第8回審査会）
11月8日	審査（令和3年度 第9回審査会）
12月15日	審査（令和3年度 第10回審査会）
令和4年2月1日	審査（令和3年度 第11回審査会）
令和4年2月15日	答申

別表1 非公開情報及び非公開理由

番号	資料名・内容	非公開理由			
		条例該当箇所			
1	下野市 いじめ問題専門委員会諮問書	7(2)			
3	専門委員依頼書	7(2)	7(1)	7(3)イ	
4	専門委員回答書	7(2)	7(1)	7(3)イ	
5	下野市いじめ問題専門委員会開催前作業手順	7(2)			
6	令和2年6月12日に学校から教育委員会へ提出された「学校いじめ重大事案に係る基礎資料」	7(2)			7(6)
7	令和2年1月30日学校及び関係者へ「いじめの通報」として提供された「学校部活動のいじめ行為の実態・経過」に令和2年4月7日に一部加筆されたもの	7(2)			
8	令和2年5月18日に行われた学校による調査の中間報告時に、学校から提供した「部活動いじめ事案関係の報告書(令和2年5月15日現在)」	7(2)			7(6)
9	令和2年6月3日に行われた学校による調査の再中間報告時に、学校から提供した「令和元年12月6日保護者会記録から」	7(2)			7(6)
26	令和2年6月11日に教育委員会主体の調査実施に当たり、関係者に聞き取った内容を教育委員会でまとめた「調査への要望」	7(2)			
27	第1回専門委員会次第(案)	7(2)			
28	「下野市いじめ問題専門委員会」委員名簿	7(2)	7(1)	7(3)イ	
30	調査についての要望等(A3)	7(2)			
32	令和元年度～令和2年度(令和元年9月24日～令和2年3月24日)の部活動に関わる「学校生徒指導の記録」	7(2)			7(6)
33	上記32に付随して学校で保管されていた原資料	7(2)			7(6)
34	「学校いじめ防止対策のための計画(令和元年度版、令和2年度版)」	7(2)			
47	令和元年9月24日以前の関係者に関する記録である「補足資料 関係者に関する生徒指導の記録」	7(2)			7(6)
48	第2回専門委員会次第(案)	7(2)			
49	第1回いじめ問題専門委員会 議事録	7(2)	7(1)	7(3)イ	
50	1月10日のいじめ不登校対策委員会の記録(生徒指導の記録 追加分)	7(2)			7(6)
52	第2回終了時点スケジュール	7(2)			
53	第3回専門委員会次第(案)	7(2)			
54	令和元年度に教育委員会が本事案に関して記録したもの	7(2)			
55	令和元年度 教育委員会と学校とのやり取りについての前教頭のメモ	7(2)			
56	令和2年度に教育委員会が本事案に関して記録したもの	7(2)			
57	令和元年11月21日(木)から26日(火)の間に男性教諭2名が個別に話を聞いた際の聴き取り内容(メモをパソコンで打ち直したもの)	7(2)			7(6)
58	令和元年12月6日(金)関係生徒の書いた「伝えたいこと」(うち保管されていた分)	7(2)			7(6)
60	第4回専門委員会次第(案)	7(2)			
61	第2回いじめ問題専門委員会 議事録	7(2)	7(1)	7(3)イ	7(6)
62	令和2年8月26日に実施した質問紙	7(2)			
63	令和2年8月26日に実施した質問紙調査の回答	7(2)			7(6)
64	校長より提供された教育委員会とのやり取りを示すメモ等	7(2)			
66	第5回専門委員会次第(案)				
67	第3回いじめ問題専門委員会 議事録	7(2)	7(1)	7(3)イ	7(6)
68	第4回いじめ問題専門委員会 議事録	7(2)	7(1)	7(3)イ	7(6)
69	答申書案	7(2)			7(6)
70	第5回いじめ問題専門委員会 議事録	7(2)	7(1)	7(3)イ	7(6)
71	市長協議資料1(専門委員会終了について)	7(2)			
72	市長協議資料2(9月24日現在スケジュール)	7(2)			
73	市長協議資料3(第1回～第5回いじめ問題専門委員会(概要))	7(2)			7(6)
74	市長協議資料4(答申書案)	7(2)			7(6)
75	担当と委員とのやり取り	7(2)	7(1)	7(3)イ	7(6)
76	謝金の支払いに関するもの	7(2)	7(1)	7(3)イ	

別表2 公開すべき情報

番号	実施機関が非公開とした部分のうち公開すべき部分
1	・学校名、学年 以外は公開。
3	・全部公開。
4	・担当者氏名、被推薦者の住所、郵便番号、電話番号、生年月日、メールアドレス、勤務先の名称、勤務先の住所 以外は公開。
5	・学年、メールアドレス、学校名 以外は公開。
6	<p>・1頁目：学校名、学年学級、氏名、住所、教職員の役職名 以外は公開。</p> <p>・2頁目 23行目まで：部活動名、氏名 以外は公開。</p> <p>・経過及び対応状況の表：</p> <p>H30/6/1（金）、H30/6/2（土）、H30/6/4（月）、H30/8/6（月）、日付不明、H30/10/23（火）、H30 11/29（木）、H30 11/30（金）、H31 4/24（水）、9/25（水）、10/3（木）、10/17（木）、10/31（木）、11/2（土）、11/7（水）、11/20（水）、11/21（木）、12/18（水）、12/23（月）、3/5（木）、3/10（月）、4/6（月）、4/16（木）、5/26（火）、5/28（木）の欄は新たに公開すべき判断をしたものはない。</p> <p>・上記日にちの欄以外の欄については、氏名、学年、部活動名、教職員が生徒や保護者から聞き取った情報、生徒や保護者が学校に提出した手紙の内容、家庭訪問でのやりとり、教職員の役職名、担任氏名、学校名、学校を特定することができる学校行事、スクールカウンセラーに相談した事実、生活ノートの内容 以外は公開。</p>
7	・学校名、部活動名、学年、氏名 以外は公開。
8	<p>・全頁共通：部活動名、氏名、学年、学級、教職員と生徒のやりとりの内容、スクールカウンセラーに相談した事実、部活動を特定することができる情報、誕生日 以外であって、かつ、下記の内容以外は公開。</p> <p>・「関係生徒の言動」欄（以下「左欄」）中</p> <p>1頁：「【教育相談】」の内容。</p> <p>2頁：13行目から24行目まで。</p> <p>4、5頁：「【話合い】」の内容。</p> <p>6頁：「【放課後】」の内容。</p> <p>7頁：「【教育相談】」、「【話合い前】」の内容。</p> <p>8頁：「【話合い】」の内容。ただし、教室名、23行目の生徒の発言を除く。</p> <p>12頁：2行目から7行目まで。</p> <p>18、19頁：「・生徒の話」の内容。</p> <p>20頁：8、9行目。</p> <p>・「教員の対応（指導）及び捉え」欄（以下「右欄」）中</p> <p>6頁：7、8行目中、生徒の発言の内容。</p>

	<p>8 頁：13、14 行目中、生徒の発言の内容。</p> <p>14 頁：5 から 7 行目まで中、保護者が教職員に話した内容。</p> <p>15 頁：2、3 行目中、生徒が教職員に話した内容。</p>
9	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
26	・氏名、学校名、部活動名 以外は公開。
27	・学校名、部活動名、学年、氏名 以外は公開。
28	・年齢 以外は公開。
30	・部活動名、学年、学校名 以外は公開。
32	<p>・全頁共通：氏名、部活動名、部活動を特定することができる情報、学校名、学校の場所を推知することができる情報、学年、学級、教職員が生徒及び保護者から聞き取った内容、生活ノートの内容、スクールカウンセラーに相談した事実 以外であって、</p> <p>かつ、下記の内容以外は公開。</p> <p>・4 頁：健康状態、病歴等心身の状態の記録。</p> <p>・10 頁：生徒個人の生活の記録。</p> <p>・11、12 頁：生徒同士のやりとり。</p>
33	<p>・1 頁目：学校名、部活動名 以外は公開。</p> <p>・2 頁目：学校名、部活動名、スクールカウンセラーに相談した事実、氏名 以外は公開。</p>
33 資料 1	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 2	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 3	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 4	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 5	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 7	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 9	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 10	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 11	・氏名、教職員が保護者から聞き取った内容、学校名 以外は公開。
33 資料 12	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 13	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 14	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 15	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 16	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 18	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 19	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 20	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 21	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 22	・新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 25	・氏名、部活動名 以外は公開。

33 資料 26	・ 氏名、学年 以外は公開。
33 資料 27	・ 氏名 以外は公開。
33 資料 28	・ 学校名 以外は公開。
33 資料 29	・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 30	・ 氏名 以外は公開。
33 資料 31	・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
33 資料 32	・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
34	・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
47	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目：全部公開。 ・ 2 頁目から 9 頁目まで：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 10 頁目から 14 頁目まで：氏名、生徒の指導記録の内容 以外は公開。 ・ 15 頁目から 26 頁目まで：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 27 頁目 21 行目まで：氏名、生徒の指導記録の内容 以外は公開。 ・ 27、28 頁目 6/4（月）の欄：氏名、生徒同士の話し合いの内容 以外は公開。 ・ 28 頁目 6/13 朝の欄から 29 頁目 8/6（月）の欄まで：氏名、生徒同士の話し合いの内容、学校を特定することができる情報 以外は公開。 ・ 30 頁目から 33 頁目まで：氏名、生徒及び保護者から教職員が聞き取った内容 以外は公開。 ・ 34 頁目から 46 頁目まで：氏名、生徒及び保護者から教職員が聞き取った内容 以外は公開。
48	・ 学校名、部活動名、教職員の役職名、学年学級 以外は公開。
49	・ 生徒及び保護者氏名、部活動名、学校名、病院に通院した事実、学校の場所を推知することができる情報 以外は公開。
50	・ 氏名 以外は公開。
52	・ 全部公開。
53	・ 学校名、氏名 以外は公開。
54	・ 学校名、部活動名、氏名、学年 以外は公開。
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 2、3 頁目：氏名、電話番号 以外は公開。 ・ 4 頁目：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 5 頁目から 7 頁目：氏名 以外は公開。 ・ 8、9 頁目：氏名、学年、年齢 以外は公開。 ・ 10、11 頁目：全部公開。 ・ 12 頁目から 14 頁目：氏名 以外は公開。 ・ 15 頁目：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 16 頁目：学年 以外は公開。 ・ 17 頁目：氏名、氏名を表す頭文字 以外は公開。 ・ 18 頁目：氏名 以外は公開。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 19 頁目から 21 頁目：氏名 以外は公開。 ・ 22、23 頁目：氏名 以外は公開。 ・ 24 頁目：氏名を表すアルファベット 以外は公開。 ・ 25 頁目から 27 頁目：氏名、氏名を表す頭文字 以外は公開。 ・ 28 頁目から 30 頁目：氏名、氏名を表す頭文字、教職員氏名 以外は公開。
56	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 頁目から 7 頁目 4 月 23 日（木）15：00～17：00 の情報まで：学校名、氏名、学年、部活動名 以外は公開。 ・ 7、8 頁目 4 月 28 日（火）16：00～16：20 の情報：新たに公開すべき判断をしたものはない。 ・ 8 頁目 4 月 28 日（火）16：50～17：10 以降の情報：氏名、部活動名 以外は公開。 ・ 9 頁目から 23 頁目：学校名、部活動名、部活動を特定することができる情報、生徒及び保護者氏名、教職員氏名 以外は公開。
57	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
58	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
60	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部公開。
61	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、学年学級、生徒及び保護者氏名、学校の場所を推知することができる情報、被害・加害生徒の部活動を特定することができる情報、教職員氏名、部活動名、病院名、病歴等心身の状態 以外は公開。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、学校名、部活動名、学年 以外は公開。
63	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに公開すべき判断をしたものはない。
64	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、氏名を表すアルファベット 以外は公開。
66	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部公開。
67	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒及び保護者氏名、学校名、学年、部活動名、部活動を特定することができる情報、学校の場所を推知することができる情報 以外は公開。
68	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒及び保護者氏名、部活動名、学校名、学年、学校を特定することができる情報 以外は公開。
69	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、学年、部活動名、学校を特定することができる学校行事、部活動を特定することができる情報、学校を特定することができる教職員名 以外は公開。
70	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒及び保護者の氏名、学校名 以外は公開。
71	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、学年 以外は公開。
72	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名 以外は公開。
73	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名、個人名を表す頭文字（アルファベット表記を含む。）、学年、学校名、部活動名、部活動を特定することができる情報 以外は公開。
74	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校名、学年、部活動名、学校を特定することができる学校行事、部活動を特定することができる情報 以外は公開。
75	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員のメールアドレス、委員の勤務先名、学校名、パスワード、生徒及び保護者氏名、部活動名、グループウェアの IP アドレス 以外は公開。

76	・委員の住所、振込先口座 以外は公開。
参考 実施機関が非公開としたことを妥当と判断した部分の例示	
<p>・氏名（ただし、専門委員会委員の氏名及び推薦団体の代表者氏名を除く。）、生年月日、年齢、住所・郵便番号・電話番号・メールアドレス（ただし、職務遂行に関係するものを除く。）、病院名、学校名、学年学級、部活動名、教職員の役職名（ただし、学校を特定することができる情報に限る。）、個人名を表す頭文字（アルファベット表記を含む。）、学校を特定することができる地理・行事等の情報、部活動を特定することができる場所・生徒等の行動・行事等の情報、特定の生徒を識別することができる行動等の情報、収入・所得に関する情報、健康状態・病歴等心身の状態に関する情報、スクールカウンセラーに相談した事実、生活ノートの内容、学校が保有する生徒個人の指導・評価に関する記録、教職員と生徒及び保護者のやりとりの内容・教職員が生徒及び保護者から提供された手紙、文書、メール又は調査により入手した内容（ただし、教職員と生徒及び保護者との間に情報を公開されないという信頼関係に基づき提供されたものと考えられるものに限る。）等。</p>	

※「やりとり」とは、原則として、「生徒及び保護者が、これは公開されないと思うような内容について教職員との間の信頼関係に基づいて、話した、話し合った、訴えたもの等をいい、教職員が応答したものを含む。

※氏名には、「姓のみ表記」、「名のみ表記」、「〇〇父」、「〇〇母」、「〇〇両親」、「〇〇宅」を含む。

※番号 6、33、47、55 及び 56 の実施機関が非公開とした部分のうち公開すべき部分欄に記載された「○頁目」とは、公開すべき部分を表示することが困難なものについて情報を特定するため任意で付した通しの頁番号。資料の 1 枚目の表面を 1 頁目とし、以降、連続して付している（ただし、資料 No と題名のみ記載された表紙を除く。）。